

福島県における住生活改善と復興に向けた 除染計画・活動に関する研究

代表 川崎 興太（福島大学 共生システム理工学類 准教授）

[研究報告要旨]

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に伴って福島第一原子力発電所の事故が発生し、大量の放射能が広範囲にわたって拡散することになった。特に深刻な被害を受けた福島県では、住生活をおくる上での最も重要な価値である安全性・安心性が大きく損なわれることになり、除染による環境回復が復興に向けた最重要課題となっている。本研究は、こうした背景のもとに、福島県における住生活改善と復興に向けた除染計画・活動の最初期の実態と課題を体系的に明らかにすることを目的として実施したものである。第 1 部では、こうした本研究の背景と目的について述べている。第 2 部では、放射能汚染の概況を整理するとともに、放射能と科学と生活に関する基本的な認識を示した上で、放射性物質汚染対処特別措置法の概要とその法的枠組みに関する論点を提示している。第 3 部では、行政区域の全域が除染特別地域に指定されている 7 市町村を除く 52 市町村を対象として、市町村主体の除染の実態を分析するとともに、除染に関する課題認識等について分析している。市町村主体の除染の実施状況は、土地・建物の利用用途によって大きく異なっていること、多くの市町村は、中間貯蔵施設の早期決定、仮置き場の確保、除染方法・技術の見直し・改善などを除染を進める上での課題として認識していること、大部分の市町村は国の除染に対する取り組みを不適切と認識していることなどを明らかにしている。第 4 部では、除染のトップランナーとも言うべき福島市大波地区を対象として、除染の経緯と線量低減効果とともに、除染に関する住民意識について分析している。大波地区では既にほぼ全ての住宅の除染が終了しているが、手付かずになっている周囲の森林や農地から放射線が飛んできていることなどから、住宅除染によって除染の実施基準である空間線量率 $0.23\mu\text{Sv/h}$ (追加被曝線量 1mSv/y) を下回る結果を得ることはできなかったこと、今なお多くの住民は不安を抱えたまま日常生活を送っており、特に継続的な除染の実施と損害賠償の徹底を希望していることなどを明らかにしている。第 5 部では、今後の研究課題として、除染計画・活動の実態と課題に関する研究の継続的な実施などを提示している。